平成２９年（フ）第１１２８号
千葉市稲毛区あやめ台２番27棟407号
債務者　立澤　　浩
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９１号
新潟県新発田市五十公野5093番地２
債務者　釜田　好美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４４号
京都府京丹後市峰山町二箇755番地
債務者　井上　睦夫
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第４７２１号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ７―106号
債務者　髙井　義一
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５０号
大阪市東住吉区駒川２丁目２番25号　駒川マンション　303号、前住所大阪市東住吉区北田辺２丁目９番２号　ロイヤル北田辺　502号
債務者　山元ミエ子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８９８号
大阪府吹田市山田東４丁目41番３―813号
債務者　山森　雅人
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５００９号
大阪府高槻市南平台５丁目22番18号
債務者　駒井　希代
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１７号
大阪府東大阪市吉田７丁目５番23号　グリーンハイツ寺尾　102号、前住所大阪府東大阪市吉田６丁目２番55号　サンハイツユカミ403
債務者　北川ひな子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１１３号
大阪府東大阪市下六万寺町２丁目５番26号　ドルミセピア　103、前住所大阪府東大阪市横小路町６丁目１番25号
債務者　白谷　美保
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１１４号
大阪府豊中市島江町２丁目２番８号、前住所大阪府豊中市庄内栄町１丁目６番１―304号
債務者　横山　佳永（旧姓乾）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１２４号
大阪府高槻市南総持寺町８番24―208号、前住所大阪府茨木市大同町５番24号
債務者　中須賀優美子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５２号
大阪府藤井寺市小山１丁目15番３―406号
債務者　矢野川隆一
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９５３号
大阪府藤井寺市小山１丁目15番３―406号
債務者　ネオ・クックこと　矢野川礼子（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９８７号
大阪府富田林市清水町３番３―105号、前住所大阪府富田林市喜志新家町２丁目４番２号(205)
債務者　野口美津江（旧姓井出）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０１０号
堺市南区槇塚台３丁１番24―1304号
債務者　立床　千佳（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０１２号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番336―302号
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係